第二十六条　法別表第一の五十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十一　略］

第二十七条　法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。

第二十七条の二　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二条の薬剤師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　薬剤師法による薬剤師免許証に関する事務
三　薬剤師法第八条第一項の処分に関する事務
四　薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第五条第一項の薬剤師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　薬剤師法施行令第六条の薬剤師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十八条　法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

第二十九条　法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］

第三十条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三十八　略］

第三十条の二　法別表第一の五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

第三十条の三　法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　略］

第三十一条　法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条　法別表第一の六十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］

第三十三条　法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

第三十四条　法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］

第三十五条　法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

第三十六条　法別表第一の六十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

第三十七条　法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］

第三十八条　法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］

第二十六条　法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十一　同上］

第二十七条　法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。
［新設］

第二十八条　法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］

第二十九条　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］

第三十条　法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三十八　同上］

第三十条の二　法別表第一の三十八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

第三十条の三　法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　同上］

第三十一条　法別表第一の四十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条　法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］

第三十三条　法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

第三十四条　法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］

第三十五条　法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

第三十六条　法別表第一の四十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

第三十七条　法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］

第三十八条　法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］